相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市大麻園町一五番地八、最後の住所北海道江別市大麻園町一五番地の八

被相続人　亡　小坂　晃葉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十二日

事務所札幌市中央区大通西一三丁目四　レジディア大通公園二階　黒川・吉田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　悟志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県岡谷市川岸上三丁目一九六〇番地、最後の住所埼玉県川口市桜町六丁目一二番七号

被相続人　亡　玉川　聡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十二日

事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二四四番地二ブラザービル三階小出重義法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松山　馨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市弥勒町二三四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　相澤　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十二日

千葉県成田市中台三丁目四番地　二棟二〇一号

相続財産管理人　大川　有三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区牡丹三丁目一九番、最後の住所神奈川県三浦郡葉山町一色四〇八番地

葉山の丘三〇一

被相続人　亡　寺島はつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十二日

東京都江東区大島四丁目五番一一―二〇一号

相続財産管理人　司法書士　岩川　眞司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市麻生区王禅寺西一丁目二五六九番地三一、最後の住所東京都世田谷区下馬四丁目一三番二〇号横須賀方

被相続人　亡　田村　智弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十二日

事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市南林間六丁目一番、最後の住所神奈川県座間市栗原一二七七番地の一七　セントレー相武台五〇一号

被相続人　亡　五味　文彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十二日

神奈川県相模原市南区相模大野七―八―一〇　大塚ビル四階　弁護士法人谷口綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細貝　惟大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市安野町六六八番地、最後の住所新潟県岩船郡関川村大字湯沢七二八番地一特別養護老人ホーム垂水の里

被相続人　亡　阿部　敬作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十二日

新潟県新発田市富塚町一丁目二四番一七号

三浦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　三厳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区山王町二丁目一七番地、最後の住所大阪府枚方市香里ヶ丘一丁目二四番二四号

被相続人　亡　中野　四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十二日

大阪府大阪市北区南森町二丁目一番二九号　三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　細見　文博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市斐川町併川一六二八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　多々納　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十二日

島根県出雲市天神町八九一番地一〇

相続財産管理人　周藤　滋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県府中市元町四七九番地、最後の住所広島県福山市新市町大字相方二三二七番地二

被相続人　亡　大岡　祐志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十二日

広島市安芸区矢野南四丁目八番一九号、事務所広島市中区上八丁堀五―一五　新沢ビル四〇一　木村要治法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　要治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市戎町二丁目一二六〇番地、最後の住所山口県防府市大字高井九六一番地

防府病院

被相続人　亡　清水　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十二日

山口県防府市寿町二―一一吉幸Ⅱビル五〇一　相続財産管理人　弁護士　板村　憲作

債権申出の催告

当社に対する札幌地方裁判所平成二十四年(ヒ)第十九号において、平成二十四年七月四日、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十二日

札幌市中央区南九条西二一丁目二九番地

北市熱源株式会社

連絡先　札幌市中央区南一条西一三丁目プラザビル五階札幌アカシヤ法律事務所

清算人　弁護士　寺島　和宏

債権申出の催告

当社は、昭和六十年八月五日に清算を結了しましたが、残余財産が見つかったため、平成十八年二月二十日、名古屋地方裁判所より当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年九月十二日

名古屋市西区菊井一丁目七番三二号

合資会社日野寅商店

名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル五〇四号

清算人　平野　曜二

決　算　公　告

平成24年9月12日

東京都渋谷区千駄ケ谷一丁目11番6号

株式会社ジー・オー

代表取締役　十河　久惠

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	255,240
	固定資産	22,379
	合計	277,619
純資産の部負債及び	流動負債	212,256
	株主資本	65,362
	資本金	11,000
	利益剰余金	54,362
	その他利益剰余金	54,362
	（うち当期純利益）	(3,320)
	合計	277,619